

農業経営者の皆様へ
(町の申告会場で申告される方へ)

令和 3 年分農業所得申告の事前準備のお願い

農業所得の申告には、**収入金額**から**必要経費**を差し引く**収支計算**が必要となります。

町の申告会場で申告される場合は、相談時間短縮のため、来場前に必ず収支計算を済ませてください。



申告準備の流れ

※①②は申告までに必ず!

①書類の保管

1年間の出荷伝票等の収入金額がわかる書類と、領収書等の支払金額がわかる書類を保管します。

②仕訳・集計

収入・経費を(収支内訳書の)項目ごとに仕訳・集計します。
⇒『**収支計算準備表**』(裏面)をご利用ください。

※町ホームページ(<http://www.houki-town.jp/>)にも掲載

※準備表は、領収書等の証拠書類とともに申告会場にお持ちください。

③収支内訳書の作成

※作成が困難な方は、申告会場で作成します。

申告期間

令和 4 年 2 月 16 日(水)～3 月 15 日(火)

※町では、申告会場の混雑緩和のため、事前予約制により申告相談を行います。相談日程および予約方法は、「広報ほうき 1 月号」の折り込みチラシ、または「広報ほうき 2 月号」をご覧ください。

【お問い合わせ先】

伯耆町役場 住民課税務室

電話：0859-68-3114